

## 田園整備事業（継続）

【 1 , 5 4 5 ( 1 , 8 0 6 ) 百万円】

### 対策のポイント

住民自らが地域の良さを再認識し、農業農村の基盤である「水と土」の保全・整備を通じて、地域性を生かした農村づくりを進めます。

- ・ 農村を単に生産を支える生活の場としてとらえるのではなく、自然と人間が織りなしてきた農村の伝統文化や農業にかかわる地域資源に視点をおいたコンセプトの下に、農村に広がる水と緑と土を原点とした、ゆとりとうるおいのある魅力ある田園空間を形成します。
- ・ 農業農村が持つ豊かな自然、伝統文化等の多面的機能を再評価し、伝統的農業施設や美しい農村景観等の保全、復元等を行うとともに、これらを結ぶ田園散策のための道等の整備を行い、都市と農村の共生、地域の活性化を図ります。

### 政策目標

事業を実施した地域における総合的な生活環境に関する住民評価値（生活環境が良くなったと感じる住民の割合）100%

### < 内容 >

「農村空間全体が博物館」というコンセプトのもと、以下の整備を行うとともに、地域の住民が主体となった施設等の維持・保全活動及び地域の活動等を行います。

#### 1. 公共公益施設用地整備

市町村が策定する農村活性化土地利用構想等の実現のため、計画に位置づけられた農村の活性化に資する施設整備に必要な用地整備を実施します。

- ・ 用地創出のためのほ場整備、用地整備、用地へのアクセス道路（用地内道路（農業集落道整備事業の要件を満たすものに限る）を含む）、用地内環境施設等整備（公園、緑地等）

#### 2. 伝統的農業施設等の整備

農村の持つ伝統的農業施設や美しい農村景観等の復元・整備（田園空間博物館の整備）を行います。

- ・ 農業集落道整備による並木道等の整備（田園散策の道（フットパス）の整備）
- ・ 農業用排水施設整備による歴史的施設等の整備（伝統的農業施設の復元利用）
- ・ 景観保全整備による歴史的施設等の整備（美しい農村景観等の復元）

#### 3. 田園交流基盤の整備

農村の活性化に資する集落間の連絡に必要な農業集落道等（集落内道路を含む）の交流基盤を整備します。

（実施要件）

延長1km（中山間地域0.8km）以上の農業集落道等の整備

1、2の事業のうち1以上の工種を併せ行うものとする

### < 事業実施主体等 >

1. 事業実施主体 都道府県、市町村等（ただし、3については都道府県のみ）
2. 交付率 1 / 2（沖縄2 / 3、奄美52%）
3. 事業実施期間 平成10年度～

[ 担当課：農村振興局整備部地域整備課（03 - 3502 - 6338（直）） ]